

事前予約制



和光市 空家等無料相談窓口



和光市では、関係団体と協定、覚書を締結して、市内にある**空家等の所有者又は管理者の方を対象**に無料相談を行っています。

空家等に関する様々なご相談に建築士、宅建士等の**専門家**がお答えします。

相談体制

売却したい

賃貸したい

修繕・リフォームしたい

解体したい

管理したい

相談先が分からない

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部
朝霞市本町 1-2-26 ☎ 048-468-1717

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 県南支部
和光市本町 9-17 ☎ 048-461-1619

一般社団法人 日本空家対策協議会
清瀬市旭が丘 6-941-43 ☎ 042-453-8000

開催日

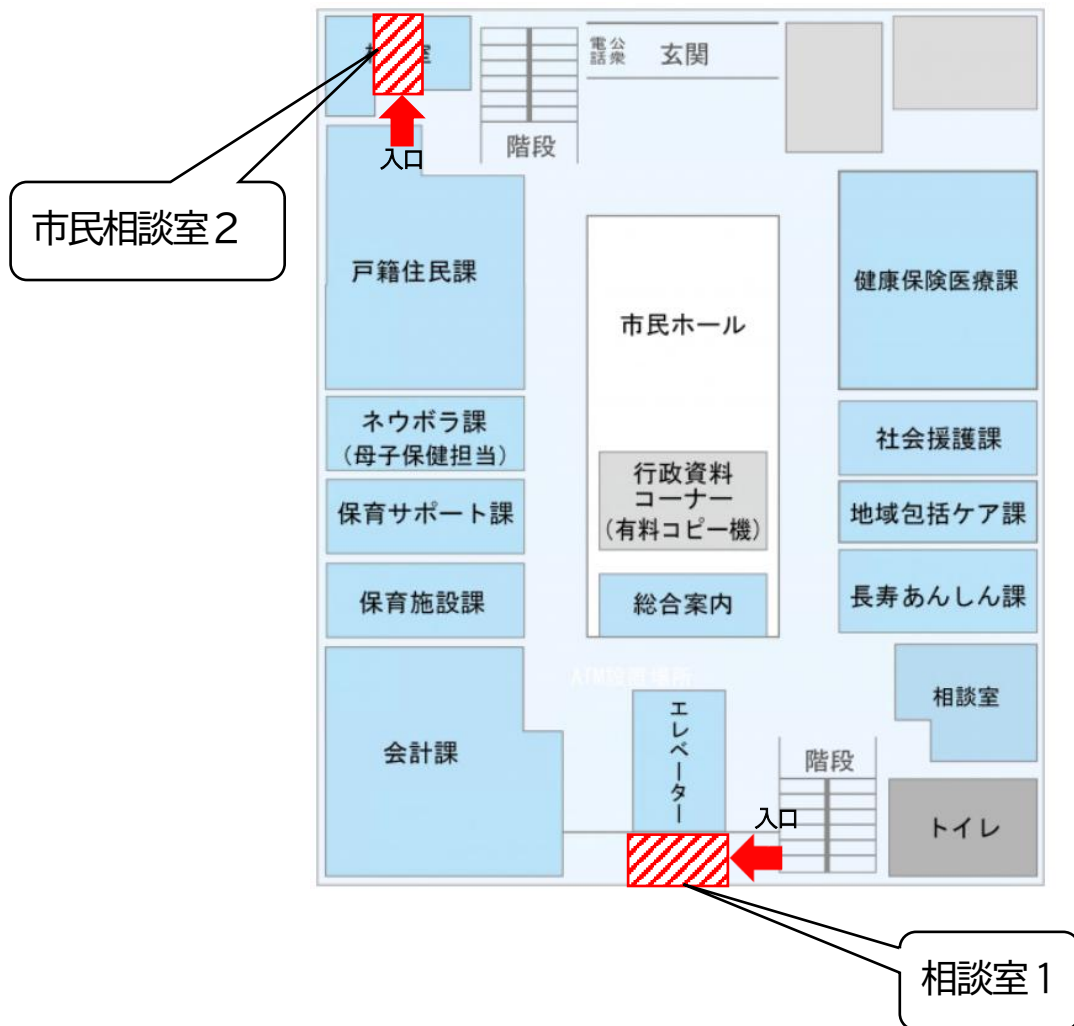
毎月第2金曜日 ※8月のみ第1金曜日に開催予定

令和 8(2026)年度の開催予定日		
4月 10日(金)	5月 8日(金)	6月 12日(金)
7月 10日(金)	8月 7日(金) [※]	9月 11日(金)
10月 9日(金)	11月 13日(金)	12月 11日(金)
1月 8日(金)	2月 12日(金)	3月 12日(金)

時間 各開催日午前10時から正午の4組分 (30分/組)

①10:00～ ②10:30～ ③11:00～ ④11:30～

和光市役所 1階 相談室1 又は 市民相談室 2

**事前予約制**

開催日の**4日前まで**に、窓口、メール又はお電話でお申し込みください。

申込み先 **都市整備課計画担当**

☒ e0100@city.wako.lg.jp ☎ 048-424-9145

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（市役所閉庁日は除く）

- ※ 相談日の2週間前から受付を開始します。
- ※ 「空家等相談申込書兼個人情報の提供に係る同意書」をメールに添付してお申し込みください。
- ※ 詳細な調査や専門性の高い法律相談などは、有料となります。（有料となる場合は、事前にご説明します。）